30年度　公文書開示（８月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.7.18	H30.8.1	①東京都新第二本庁舎建設工事請負契約に係るアスベストの使用等に関する住民監査請求の監査結果について ②都庁新第２庁舎の本体工事請負契約のアスベスト資材の使用等に関する住民監査請求に係る請求人陳述速記録 ③陳述出席者名簿 ④陳述人提出証拠 ⑤アスベスト資材を使用した新都庁舎建設に関する住民監査請求（その２）の処理方針について ⑥東京都職員措置請求書	111		1					1		1						（７条２号）請求人及び代理人の氏名、住所及び電話番号は、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 （７条４号）請求人の認印の印影及び東京都監査委員割印の印影は、容易に偽造され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。	監査事務局総務課
2	H30.8.7	H30.8.21	東京都新第二本庁舎建設工事請負契約に係るアスベストの使用等に関する住民監査請求の監査結果について	21		1					1		1						（７条２号）請求人及び代理人の氏名、住所及び電話番号は、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 （７条４号）請求人の認印の印影及び東京都監査委員割印の印影は、容易に偽造され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。	監査事務局総務課
3	H30.8.7	H30.8.21	30監総第393号に係わる事案につき、（元監庶第259号）「アスベスト資材を使用した新都庁舎建設に関する住民監査請求の処理方針について」の事案につき、東京都が ・　請求人主張の事実があった場合、それが違法不当な公金の支出等に当たり、工事代金等の差止め事項となった事実を認めた文書・資料等（各種報告書協議書・回覧文書・決裁文書等の全ての証拠。 ・　都の財政負担に負荷をかけた金額の全て（東京都分も含む。） ・　請求人らに対して、支払われた損害賠償金額等、すべての金銭的に支払われた金額の全額の全て					1											東京都新第二本庁舎建設工事請負契約に係るアスベストの使用等に関する住民監査請求は、監査委員監査の結果、理由がないとして棄却されており、開示すべき公文書が存在しないため。	監査事務局総務課
4	H30.8.7	H30.8.21	別紙元監庶第259号による「東京都新第二本庁舎建設工事請負契約に係るアスベストの使用等に関する住民監査請求の監査請求の監査結果について」より ①　東京都が負担した金額全額 ②　〇〇が負担した金額全額 ③　１・２が金額以外に受けた罪則等 以上全ての証拠となるもの					1											東京都新第二本庁舎建設工事請負契約に係るアスベストの使用等に関する住民監査請求は、監査委員監査の結果、理由がないとして棄却されており、開示すべき公文書が存在しないため。	監査事務局総務課